

平成21年10月1日

別紙1

宮代町水道事業

宮代町長 榊原一雄 様

宮代町上水道事業経営審議会

会 長 島 村 孝 一

宮代町上水道事業経営健全化等について（答申）

平成21年7月8日付け宮水発第81号をもって諮問のありましたこのこと
について、当審議会では、別紙のとおり答申します。

宮代町上水道事業経営審議会

会 長	島村 孝一
副会長	藤原三樹男
委 員	藤田 則夫
委 員	高橋 司
委 員	朝武 清
委 員	根岸 町
委 員	深井 義秋
委 員	横内 澄江
委 員	尾内 松夫
委 員	築井山信義
委 員	戸室美代子
委 員	阿部重太郎

I 経過説明

当町の水道事業は、昭和34年に国の事業認可を受けて創設工事に着手し、昭和36年に給水を開始した。その後、都心まで至便な距離にあるという立地条件から昭和42年に日本工業大学ができ、昭和45年頃から昭和59年頃にかけてはベッドタウンとして宮代台、学園台、姫宮団地、桃山台をはじめ宅地の急増により、一気に3万人を超える町に発展した。また、昭和56年には東武動物公園が開園している。

こうした人口増に対処するために水道事業の整備を計画的に拡張しながら、町民の人たちのために今後とも安心して利用できる水道水を安定的に確保できる県営水道を、昭和56年7月から一部受水を開始して水の安定供給に努力している。

この間、第1次拡張事業から第4次拡張事業を完了し、昭和56年7月からは県営水道を受水して水の安定供給に努力している。

平成2年度において給水人口が33,637人、一日最大給水量15,280 m^3 /日となったことから、第5次拡張事業を平成4年度に着手した。これは、計画給水人口46,100人、一日最大給水量22,600 m^3 /日で、宮東配水場配水池を設け増大する供給量に対処し、安定給水を図ることが目的であった。

しかし、平成7年度より最大給水量は、景気の低迷、少子高齢化及び節水意識の高揚等により水需要の低下が見込まれたので、それに即した施設整備を図るため計画給水人口を37,550人、一日最大給水量18,400 m^3 /日に修正しながら効率の良い企業経営を図っている。

しかし、将来の水需要に即した施設整備の観点から人口増の推移を適切に勘案し、計画給水人口37,550人、一日最大給水量18,400 m^3 /日での見込みを立て事業を進めている。

ところで、現在の宮代町水道事業には次のような課題がある。

(1) 昭和34年創設以来、将来展望に立った施設整備並びに経営努力に努めて

きたところであるが、平成19年度決算から損益計算書の収支に累積欠損金が発生し、収支が毎年厳しくなる一方である。

(2) 浄水場等の水道施設は昭和30年代から40年代にかけて集中的に整備されたことから、施設の更新・再構築を迎えることとなり、それに伴い建設改良費に巨額の資金を必要とし、一方では企業債の借り入れもあり経営収支に大きな影響を与えている。

このような状況の下で、平成21年7月8日、当審議会は町長から「宮代町上水道事業経営健全化等について」の諮問を受けたところである。

当審議会は、これを検討するに当たり、経営状況や課題、事業計画とその必要性等を精査・分析し、かつ他市町の水道料金との比較などを行うなど、経営健全化のための料金改定の必要性について7月8日、8月5日、8月26日、9月30日の4回にわたって審議を行った。

その結果、平成19年度以降の事業経営は、施設の更新・再構築を迎え多額の建設資金、企業債の支払利息、維持管理費等の増加によって悪化し、現行料金での経営は合理化、効率化に一層の努力をしてもきわめて困難であることが判明した。

こうしたことから、当審議会は使用者が負担すべき料金を適切に改定することは、経営健全化のために、やむを得ないと結審したので、次のとおり答申する。

II 健全な経営を図るための方策について

1 公共性と企業性

地方公営企業である水道事業は、本来の目的である公共の福祉の見地に立って運営されるべき「公共性」と経済性発揮を基本原則とする「企業性」の二つの側面を持ち、両者の均衡の上に立って経営することが要請されている。

「企業性」の観点から水道事業を見た場合、一般行政事務と異なり、水の使用料には個々の住民で差異があること、かつ、使用者を特定することが比較的容易であり、さらに、個々の使用料も計測できることなどから、これらに要する経費は、受益者たる使用者の負担とすることが適当である。

したがって、水道事業は水供給の対価である水道料金により維持されなければならない一つの独立採算を基準とする企業であり、このため水道事業の経営に当たっては、常に損益収支を明確にし、合理的かつ効率的な経営に努めなければならない。

次に「公共性」という観点から水道事業を見た場合、民間企業のように利益を上げることが目的ではなく、水の安定供給そのものが水道事業の目的であるというその公共性ゆえ、その収益性は「効率的な経営の下における適正な原価に照らし公正構成妥当なもの」という枠内で追及されなければならない。

このようにより経済性を発揮して合理的かつ効率的な事業経営を行い、最小の経費で最良のサービスを受益者たる住民に提供することこそ住民福祉につながるものであり、この意味で「公共性」と「企業性」との間には何ら矛盾があるわけではなく、両者の均衡の上に立って初めて水道事業が成り立つものなのである。

2 これまでの経営節減と今後の見込み経営合理化

現下の厳しい経済情勢の下で一般の民間企業が懸命に経営合理化努力を行っている状況に鑑み、経費の削減等の経営合理化を一層図ること。

具体的には次のようなことが考えられる。

①平成2年から浄水場の業務委託が始まり、その後料金徴収事務も全面委託が進み、委託前の昭和57年当時の職員数で単純に比較すると現在は6人の職員となっていることから11人減員したことになり、これらの業務委託を進めたことにより年間約1,300万円の経費削減となった。

今後は、「8 業務委託の拡充について」の中でも触れているが、包括的外部委託によるさらなる経営の合理化を図ることが求められている。

浄水場の全面委託で人員削減を図ったように料金徴収事務の全面委託による人件費の削減に努めているが、「8 業務委託の拡充について」の中でも触れているが、包括的外部委託によるさらなる経営の合理化を努めること。

②歳計現金などの資金運用を最大限にはかり、水道料金以外からの収入の確保

を図ること。

③契約発注方法等の検討をし、経費などの削減に努めること。

3 財政基盤の確立

浄水場等の水道施設は昭和30年代から40年代にかけて集中的に整備された施設の更新・再構築を迎えることとなり、建設改良費に巨額の資金を必要としている状況であり、財政運営は厳しい状況である。このため、財政基盤の確立を第一に適正に受益者負担や、一般会計の出資・繰出し等の財政援助、国の財政援助制度の研究・活用等、可能な限り努力を傾注すること。具体的には次のようなことが考えられる。

①分担金（新規加入者の口徑別分担金）については、水道施設の更新・再構築を迎えることとなり、巨額の資金を必要としていることから、より一層の適正化を図ること。（別表1）

②制度化された税金で負担すべき経費（消火栓設置工事費、消火栓維持負担金）ばかりでなく、老朽管更新事業に伴う国庫補助金などを活用し、最大限に財源の確保に努めること。

③水道事業においては、安心して利用できる水道水を将来にわたって安定的に供給する使命があるので真の事業計画に基づきながら広範な事業の展開が望まれている。このためにも財源の確保が必要となるところである。また、自然災害・突発的な事故等に対応するための復旧・建設費にも対応しなければならないことから自己資産を保有しておくことが必至の課題である。営業活動から発生した利益剰余金がある場合は、法律の定めるところにより処分が決められている法定積立金のほか、将来の施設整備で巨額の資金を必要としているため、任意積立金である建設改良積立金に議会の議決を経て積み立てよう努力すること。

4 料金算定期間

今後の料金算定期間は、概ね5年とする。

水道料金は、使用者の日常生活に密着しているので、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい。この意味から、料金算定期間は起債の償還完了時というような長期間をとることも考えられる。しかし、このように長期の算定期間をとることは経済の推移、需要の動向等あまりにも不確定要素を含むこととなるばかりでなく、期間的な公平を無視することとなるので適当とはいえない。

料金算定期間は、料金の安定、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮してみると3ないし5年が妥当と考えられている。

5 水道料金

水道料金については、使用者の生活に直結しているため、生活に及ぼす影響を十分考慮して厳正に取り扱うこととし、その引き上げに関しては、安易な引き上げは厳に慎み、今後の経営の徹底した合理化を前提とした上で、真にやむを得ない場合(企業努力を行っても、なお不足する額については、料金改定で措置する)に限るとともに、その実施時期及び改定幅については極力調整すること。(別表2)

また、料金等の改定に際しては、町民の理解と協力が必要となるので、そのための情報提供が不可欠である。従って町民に対し改定の必要性・経営内容や料金改定の仕組みがどのようになっているか十分説明していく必要がある。必要であるので、水道財政のおかれている現状を、広報紙、チラシ等の印刷物により分かりやすく広報すること。

一方、水道水使用料とは別に量水器使用料を徴収しているが、利用者等の利便性と効率性の面から引越し等の現金精算時の煩雑さを省くため、水道料金の中に量水器使用料を含めて徴収することとし、事務の効率化を図ること。

6 用途別料金体系から口径別料金体系への検討について

水道料金体系は、個々の使用者が利用した水量や用途、給水装置の大きさなど

によって、料金負担を定めたもので、時代や地域の実情によって様々な種類があり、金額にも違いがある。

現在、全国の水道事業者で採用されている水道料金体系を大別すると、用途別料金と口径別料金に区分される。

用途別料金は、主として使用する水の用途や使用実態及び負担能力によって基本料金を区分したり、従量料金を変えたりする料金の仕組みである。

口径別料金は、水道施設が最大需要量に備えてつくられ、しかも、需要者の一度に利用可能な水量は、量水器の口径の大きさによって左右されることから、量水器の口径の大きさを基準に、水道施設の準備に係る原価の一定額を基本料金として区分したり、従量料金を変えたりする仕組みである。

この口径別料金は、量水器の口径という客観的な尺度を採用していることから、負担の公平さという面で用途別料金より好ましいとされている。こうしたことから、近年では、口径別料金を採用する事業者が増加する傾向となっている。

7 目的別分担金制度の見直しについて

当町の分担金制度は、口径別分担金と目的別分担金から成り立っている。

口径別分担金とは、水道の量水器を新しく設置する場合、又は、量水器の口径を増径する場合に、申込みをする方からいただく負担金のことである。

目的別分担金とは、分譲住宅やアパートなどの営利を目的とした給水の申込みをする方からいただく負担金である。

これらの分担金は、新しく水道を申込み人によって給水量が増加し、そのために水道事業として、新たな水源の確保、配水施設の増強等の施設整備が必要となる。そのために増加する費用の負担について、新規需要者と以前からの需要者との負担の公平を図るために、新規需要者からいただいているのが口径別分担金と目的別分担金である。

しかし、目的別分担金は、アパート、貸家、宅地分譲及び建売を行う者から徴収するもので、土地開発業者や不動産関係業者等と限られた者から徴収することとなり開発負担金という印象が強く、不公平感をぬぐえないものであること

から廃止せざるを得ないとする。

8 業務委託の拡充について

現在の宮代町における水道業務の部分委託状況は、比較的よい状況であるといえる。

なぜかという、埼玉県のとめた経営指標一覧によるところでは、委託化が進み職員減を図ったことから職員一人当たりの給水人口・有収水量・営業収益・給水収益の数値は全て上位を占めていること、また水質悪化や断水の事故などがおきた際の責任が町であると明確となっていることから、安心感が保たれているといえる。

しかし、包括的外部委託によるさらなる経営の合理化を進めなくてはならない。そのためには町水道事業の課題である、水質の問題解消とともに環境にやさしい県水受水へと水源の移行を進め、また、老朽化した施設等については適時更新を進めるとともに、イギリスにおける包括的民間委託が契約途中で解除された事例が複数発生していることから、原因を研究する必要がある。それらの課題を解消してから包括的外部委託へと進める必要があると考える。

Ⅲ 宮代町水道事業の今後の施設整備について

水道事業は膨大な設備投資に基づく設備経営とも言われている。過大な先行投資はいたずらに費用を膨らませるばかりでなく、経営を圧迫する原因にもなる。将来の水需要に見合った施設整備をすることが安定経営の基礎を確立するものである。

将来にわたる水需要への対応や安定供給のためには、現在行われている施設の更新・再構築事業は欠かすことができないが、如何に効率的な設備投資を進めるかが企業努力の基本となるので、設備投資には徹底した効率化を図ること。

Ⅳ 宮代町水道事業の今後の課題について

1 渇水対策

気候の変動に伴い少雨などによる渇水が考えられる。特に夏場の渇水は長期化が懸念される場合があり、対策が必要となる。人口が増加し、都市化が著しくなるにつれ、2～3年に一度の割合で渇水が起き、特に夏場の渇水は長期化が懸念され、社会問題にまで発展する可能性がある。

また、大規模な地震の発生した場合の危機管理の一環として、現に有効に使用されている民間所有の井戸を災害時に活用できるよう進めること。

当面は、渇水においては井戸水などの限られた水資源でやりくりしていかなければならず、節水の実施が最も有効な手段である。よって、節水の呼びかけを広報紙等で行い、常に節水を心がけ、渇水に強い町づくりを図ること。

2 水質管理

近年、生活・産業の高度化、多様化によって、都市排水や産業廃水の処理を下水道が担い、その普及率が上がっている傾向にあるが、相変わらず水源の汚染を食い止めることはできていない。

このような、水道水質を取り巻く現状に的確に対応し、将来にわたって信頼できる安全で安心して飲める飲料水を供給するため、水道法に基づく水質基準である、9項目の毎月検査、50項目の年2回検査、農薬等の年1回検査が義務付けられたが、新たに平成20年4月から塩素酸が水質基準項目に追加され、検査の充実を図っている。

水源地从蛇口までの水質管理を日々、水道法に定められている項目内容を測定しながらチェックし、安全で安心して飲める飲料水にするため、なお一層水源水質パトロール、浄水場の毎日検査に努めていくこと。(社)埼玉県環境検査研究協会へ委託し安全基準に適合しているところであるが、水源水質パトロール、浄水場の毎日検査をなお一層充実するとともに、安全で安心して飲める飲料水を届けるよう努めること。

3 水圧の安定した口径20mm量水器の利用推進

昭和34年昭和30年の水道創設後、社会経済の安定化と公衆衛生上の必要性に迫られ、水道の普及率は順調に伸びた。当時の水の利用は家庭用井戸との併

用掘井戸と水道水の併用であったことから、水栓数が2栓程度で、水栓数が多くても2栓で十分賄え、口径13mmの量水器の使用が中心であった。しかし、現在は一般家庭では7栓から9栓と水栓数が多くなり、同時開栓することも多く、この口径13mm量水器では水圧が落ち、快適な水道使用ができないとともにガス給湯器との併用においては使用に注意を要している。

このような状況下、給水申込みの窓口では、口径20mm量水器の使用を推進しているが、推進しているにもかかわらず、口径別分担金が口径20mm量水器に比べ安価であるため、口径13mm量水器の申込みがある。給水の安全上からも口径13mm量水器の分担金を口径20mm量水器の分担金の金額に段階的に近づけることは、口径20mm量水器の利用を推し進めることから、やむを得ない状況といえる。申込みが後を絶たない状況であることから、口径13mm量水器の分担金を口径20mm量水器の分担金の金額に段階的に近づけることはやむを得ない状況といえる。これは、分担金の値上げが目的ではなく、口径20mm量水器の利用を推し進め、水圧の安定した快適な水道水使用を目的とする。

4 上水道事業経営審議会

経営審議会の開催は不定期であることから、経営状況が非常に厳しい状況下での開催が常となっている。このことから、経営状況の如何にかかわらず上水道事業の円滑なる運営を図る目的で、3年前後を目安に経営審議会を定期に開催することが望ましい。

5 業務サービス

水道料金をいつでもどこでも納付できるコンビニ納付を平成20年4月から導入し、使用者の生活に合わせた納付環境を整えたところである。

また、使用者の要求が多様化している今日、漏水の早期発見、水道工事、料金、指定工事店などについての苦情や相談に対する適時適切な措置、断水等非常時のお知らせ、その他きめ細かい業務サービスの向上と事業の効率的な運営に一層努力すること。

別表1

目的別分担金の廃止に伴う口径別分担金最終改定素案

単位:円

口径	現行料金		改定素案(b)	引き上げ高(c)	引き上げ率(%) (c)/(a)	平成20年度実績(a)×(b)		改定素案適用時	
	区分	金額(a)				件数	金額(d)	金額(e)	差額(e)-(d)
φ13mm	税抜き	200,000	300,000	100,000	50.00	32	6,400,000	9,600,000	3,200,000
	税込み	210,000	315,000	105,000			6,720,000	10,080,000	3,360,000
φ20mm	税抜き	350,000	380,000	30,000	8.57	59	20,650,000	22,420,000	1,770,000
	税込み	367,500	399,000	31,500			21,682,500	23,541,000	1,858,500
φ25mm	税抜き	1,000,000	1,000,000	0	0.00	1	1,000,000	1,000,000	0
	税込み	1,050,000	1,050,000	0			1,050,000	1,050,000	0
φ30mm	税抜き	1,500,000	1,500,000	0	0.00	0	0	0	0
	税込み	1,575,000	1,575,000	0			0	0	0
φ40mm	税抜き	3,300,000	3,300,000	0	0.00	0	0	0	0
	税込み	3,465,000	3,465,000	0			0	0	0
φ50mm	税抜き	6,000,000	6,000,000	0	0.00	0	0	0	0
	税込み	6,300,000	6,300,000	0			0	0	0
φ75mm	税抜き	17,000,000	17,000,000	0	0.00	0	0	0	0
	税込み	17,850,000	17,850,000	0			0	0	0
φ100mm	税抜き	36,000,000	36,000,000	0	0.00	0	0	0	0
	税込み	37,800,000	37,800,000	0			0	0	0
口径変更 φ13~20へ	税抜き	150,000	80,000	▲ 70,000	▲ 46.67	15	2,250,000	1,200,000	▲ 1,050,000
	税込み	157,500	84,000	▲ 73,500			2,362,500	1,260,000	▲ 1,102,500
合計	税抜き						30,300,000	34,220,000	3,920,000
	税込み						31,815,000	35,931,000	4,116,000

※ 目的別分担金は、開発負担金という印象が強く、限られた者から徴収するため不公平感がぬぐえないことから、廃止せざるを得ないとする。

平成20年度目的別分担金額＝

貸家(60,000円)×41件＝2,460,000円(税込み2,583,000円)

建売(75,000円)×20件＝1,500,000円(税込み1,575,000円)

合計＝3,960,000円(税込み4,158,000円)

平成20年度分担金合計＝

目的別分担金＝ 3,960,000円(税込み 4,158,000円)

口径別分担金＝ 30,300,000円(税込み31,815,000円)

合計 34,260,000円(税込み35,973,000円)

別表2

水道料金表(最終改定素案)

税抜き (単位:円)

口 径		基本料金 (2ヶ月当り)	～20 m ³	21 ～ 40 m ³	41 ～ 70 m ³	71 ～ 100 m ³	101 ～ 200 m ³	201 ～ 500 m ³	501 ～ 1,000 m ³	1,001m ³ ～
φ13mm	m ³ 単価			140	170	220	280	320	420	420
	水道使用料	2,660	2,660	2,800 ～ 5,460	5,630 ～ 10,560	10,780 ～ 17,160	17,440 ～ 45,160	45,480 ～ 141,160	141,580 ～ 351,160	351,580 ～
φ20mm	m ³ 単価			140	170	220	280	320	420	420
	水道使用料	2,800	2,800	2,940 ～ 5,600	5,770 ～ 10,700	10,920 ～ 17,300	17,580 ～ 45,300	45,620 ～ 141,300	141,720 ～ 351,300	351,720 ～
φ25mm	m ³ 単価			160	180	260	320	360	420	420
	水道使用料	2,900	2,900	3,060 ～ 6,100	6,280 ～ 11,500	11,760 ～ 19,300	19,620 ～ 51,300	51,660 ～ 159,300	159,720 ～ 369,300	369,720 ～
φ30mm	m ³ 単価			180	220	260	320	400	440	440
	水道使用料	3,200	3,200	3,380 ～ 6,800	7,020 ～ 13,400	13,660 ～ 21,200	21,520 ～ 53,200	53,600 ～ 173,200	173,640 ～ 393,200	393,640 ～
φ40mm	m ³ 単価			180	240	300	350	400	440	440
	水道使用料	3,400	3,400	3,580 ～ 7,000	7,240 ～ 14,200	14,500 ～ 23,200	23,550 ～ 58,200	58,600 ～ 178,200	178,640 ～ 398,200	398,640 ～
φ50mm	m ³ 単価			200	250	300	350	400	440	440
	水道使用料	5,200	5,200	5,400 ～ 9,200	9,450 ～ 16,700	17,000 ～ 25,700	26,050 ～ 60,700	61,100 ～ 180,700	181,140 ～ 400,700	401,140 ～
φ75mm	m ³ 単価			200	250	300	350	440	440	440
	水道使用料	6,000	6,000	6,200 ～ 10,000	10,250 ～ 17,500	17,800 ～ 26,500	26,850 ～ 61,500	61,940 ～ 193,500	193,940 ～ 413,500	413,940 ～
φ100mm	m ³ 単価			250	300	350	400	440	440	440
	水道使用料	6,400	6,400	6,650 ～ 11,400	11,700 ～ 20,400	20,750 ～ 30,900	31,300 ～ 70,900	71,340 ～ 202,900	203,340 ～ 422,900	423,340 ～
φ150mm	m ³ 単価			250	300	350	400	440	440	440
	水道使用料	122,800	122,800	123,050 ～ 127,800	128,100 ～ 136,800	137,150 ～ 147,300	147,700 ～ 187,300	187,740 ～ 319,300	319,740 ～ 539,300	539,740 ～
臨時用	水道使用料	100m ³ まで36,600円					101m ³ 以降1m ³ につき380円			